

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和3年2月26日（金）  
会議時間 9時58分開会 10時48分開会
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：山下清美  
委員：鈴木孝寿、口田邦男、高橋政悦  
議長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長：宇都宮学
- 5 説明員 副町長：山本 司  
総務課長 神谷昌彦、総務課長補佐 野々村徹、行政管理係長 尾田和哉
- 6 議 件
  - (1) 令和3年 第2回町議会定例会の運営について
    - ① 予定議案等（町・議会）の説明
    - ② 審議方法等について確認
    - ③ 会期日程の確認
    - ④ 陳情、請願、意見書等について
      - ・ 悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める請願
    - ⑤ 3月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について
  - (2) 議会報告会と町民との意見交換会について
  - (3) 令和3年度町議会定例会日程（予定）について
  - (4) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

(1) 令和 3 年第 2 回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の説明

委員長（中島里司）：おはようございます。只今より、議会運営委員会を開会する。本日は、3月定例会に向けて議会運営委員会を開催し、皆さんの御出席をいただいた。副町長以下執行部側において提案予定の議案の説明等をいただきながら、本日の委員会を進めていきたいと思う。御協力よろしくお願ひする。

それでは、お手元の次第によって進めていきたいと思う。

まず、(1) 令和 3 年第 2 回町議会定例会の運営について、予定議案等の説明を行う。

執行部側より提出予定議案の説明をいただき、特に何か質疑があれば受けたいと思う。それでは、早速、副町長、説明よろしくお願ひする。

副町長（山本 司）：それでは、3月定例会の町側からの予定議案について御説明をさせていただく。皆様のほうに議案の件名一覧を配付してあるけれども、その順番に沿って説明を申し上げる。

議案第 3 号 専決処分の承認 1 件

議案第 4 号～8 号 令和 2 年度各会計補正予算 5 件

議案第 9 号～21 号 条例の一部改正 13 件

議案第 22 号～27 号 令和 3 年度各会計予算 6 件

議案第 28 号～29 号 町道の路線廃止 1 件・認定 1 件

議案第 30 号～31 号 規約の変更 2 件

議案第 32 号 人権擁護委員候補者の推薦 1 件

議案第 33 号 監査委員の選任 1 件

議案第 34 号 公平委員会委員の選任 1 件

行政報告 1 件

まず、議案第 3 号である。専決処分の承認を求める議案である。内容は一般会計補正予算で除雪対策経費の予算が少なくなったことから、今後の降雪に備えて、2月17日に専決処分として21,624千円を追加したものである。

次に、補正予算であるけれども、議案第 4 号から議案第 8 号までは、令和 2 年度の一般会計ほか 4 会計の補正予算である。一般会計の補正の内容について、主なものを申し上げる。ほとんどが年度末を控えて、事務事業の完了等による決算の見込みに伴う歳出不用額の減額補正がほとんどであるけれども、一部追加経費もある。追加する予算の内容としては、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る予約体制委託経費7,194千円の追加。同じく衛生費なのであるけれども、十勝圏複合事務組合のごみ処理負担金及びし尿処理の負担金の額の確定に伴い2,043千円の追加。それと教育費で社会体育施設及びアイスアリーナ、御影パーク場指定管理委託料について、新型コロナウイルスの影響によって、使用料収入が減少している。それに伴って、経費の一部支援として委託料、両施設合わせて4,430千円の追加という部分が追加する補正の内容である。

続いて、条例の一部改正についてであるけれども、議案第 9 号から次のページの一番下、議案 21 号までになるが、条例の一部改正議案が 13 本ある。概要について申し上げる。議案第 9 号については、清水町まちづくり基本条例の一部を改正する条例である。これについては、まちづくり基本条例では、満 20 歳未満の町民は、それぞれにふさわしい方法でまちづくりに参加する権利があるという規定がある。現在、満 18 歳より選挙権があり、その権利を有していることから、条例で規定している 20 歳という表現がふさわしくないため、満 18 歳未満という改正を行うものである。続いて、議案第 10 号清水町いきいきふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例である。新年度、令和 3 年度から第 6 期の清水町総合計画が施行されることから、寄附金の活用する事業を基本計画に掲げる 6 点の体系に合わせた項目とするよう改正するものである。続いて、議案第 11 号非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、清水町教育指導幹 1 名を配置してあるけれども、現在は非常勤職員である。勤務実態が正職員と同等であることから、待遇改善のため非常勤職員から会計年度任用職員に身分を移すよう改正するものである。続いて、議案第 12 号である。清水

町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用している条項を見直すための改正である。次のページになる。議案第13号清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型インフルエンザ特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されることに伴う条例の一部改正である。続いて、議案第14号清水町介護保険条例の一部を改正する条例については、第8期の介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料、保険料額を改正するものである。また、新型インフルエンザ特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されることに伴う改正がある。議案15号から18号までであるけれども、いずれも厚生労働省の定める省令等の改正に伴う本町の条例の一部を改正である。15号から18号まではいずれも同じような改正の内容になる。続いて、議案第19号清水町中小企業近代化資金融資条例の一部を改正する条例については、現在、保証料及び利息の補給について条文で規定をしてあるけれども、この条例の施行規則においても定めていることから、条文の整理を行うための改正である。第20号清水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、公営住宅法施行令の一部改正により、優先入居の取扱い変更のため、条文の文言整理を行うほか、引用している条項の見直しのための改正である。議案第21号清水町消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員の災害出動や訓練等に対する支給金額の見直しを行う改正である。続いて、次のページになる。議案第22号から議案第27号までは、令和3年度新年度の一般会計ほか5会計予算の設定である。

その下、議案第28号及び第29号は、町道の改良整備完了に伴う町道路線の廃止と町道路線の認定の議案である。

議案第30号と議案第31号については、共同設置規約の変更である。西部十勝3町で設置している西十勝障害支援区分認定審査会、あと西十勝介護認定審査会については、認定審査会の執務場所が芽室町の保健福祉センターの場所から芽室町役場の新しい本庁舎の場所へと住所変更になったことから、その場所に規約を変更するという住所地の名称の変更を行う規約の変更である。最終ページになる。人事案件として、議案32号人権擁護委員候補者の推薦についてと、議案第33号清水町監査委員の選任について、議案第34号清水町公平委員会委員の選任についてを予定している。そのほか、行政報告として、現在1件を予定している。内容については、新型コロナウイルスワクチン接種体制について、町からの報告を考えている。以上、現段階での町側からの説明とさせていただきます。

なお、今後において、追加案件の提案等の必要が生じた都度、議長並びに委員長に相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思う。

以上、主な内容の説明とさせていただきます、どうぞよろしく願います。

委員長：引き続き、議会提出分について、事務局長から説明をお願いします。

事務局長（田本尚彦）：それでは、議会の提出分の案件について御説明をさせていただきます。

議会からとしては、各常任委員会からの所管事務等の調査の申出、議会運営委員会も含めてであるけれども、予定される場所である。また陳情、請願、意見書等については、現在請願1件、悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める請願について提出されている。こちらについては、お手元のほうに資料を配付させていただいている。また、先日行われた職員給与等調査特別委員会の中で、3月定例議会の会期中に中間報告を行う旨の報告が確認されているので、そちらについても提出予定となる。そのほかとして、例年3月議会閉議後になるけれども、退職課長職の紹介をしている。今年度については、課長職5名の方がいらっしゃるので、そちらの御紹介をすることになるということになる。以上である。

委員長：只今、副町長並びに事務局長から3月定例議会における議案の提出状況等々の説明をいただいた。これに関して、何か御意見等、あるいは質疑等があれば受けたいと思う。何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：ないようであるので、次に進めさせていただきます。

## ②審議方法等について確認

委員長：②審議方法等について確認をさせていただきたいと思う。これらについては、これも局長のほうから一括説明をしていただきたいと思います。局長。

事務局長：審議方法について、3月定例議会の部分の確認をさせていただきたいと思う。新年度の予算及び予算に関連する条例については、従来、会議規則等運用例第77条に基づき、議長を除く全員による特別委員会を設置して審査を付託し、会期内審査という方法を取っている。先ほど、提案内容の説明があった令和3年度の一般会計以下6会計の当初予算並びに事前に確認をさせていただいている予算に関連する条例として、議案第10号の清水町いきいきふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例の制定、同じく第11号の非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定、第14号の清水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定、そして第21号の清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例の一部を改正する条例の制定、以上4件が予算に関連する条例ということで、特別委員会での予算審査を行うという場合については、これら関連条例も同様に行うこととなるので、御確認をいただきたいと思います。以上である。

委員長：今、局長から説明があったとおり、新年度予算及び関連条例について、議長を除く全員による特別委員会を設置して審査を付託し、会期内審査とすることでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：それでは、今、説明をさせていただいたとおり、運営をしていくということにしたいと思う。

次に、新年度予算に関係しない条例の一部改正、補正予算、一般議案等は本会議審議としてよいかを確認させていただきたいと思う。そういうことでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：そのように進めさせていただきたいと思う。

次、3番目にいきたいと思う。

## ③会期日程の確認

委員長：③会期日程の確認をさせていただきたいと思う。会期日程の確認について、執行部側に条例の一部改正、補正予算及び一般議案について、審議日程の要望、特に早めてもらいたいというようなことがあれば、確認をさせていただきたいと思う。

副町長：審議を急いでいただきたいものがある。議案第4号から第8号までの令和2年度一般会計補正予算はまか4件の補正予算である。一般会計補正予算の中に新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約体制を民間事業者へ委託する契約事務をする経費がある。その契約事務を早期に進める必要があることから、できる限り初日の審議について特段の御配慮をさせていただくようお願い申し上げる。その1点である。

委員長：只今、副町長から議案の4号から8号までの補正予算について、初日に審議をとということがあった。これらについて、要望どおりの審議日程としてよろしいか、確認をさせていただきたいと思う。なければ、副町長から説明があったとおりの3月12日初日の審議ということにしたいと思うが、御異議あるか。

(なしという声あり)

委員長：ないようであるので、副町長の申出のとおり取り進めることとする。

次に、町提出及び議会提出の議案等を考慮して、現状でのおおよその日程について、案を事務局長から説明をしていただく。

事務局長：それでは、只今の確認に伴い、日程の案について御説明をする。

会期初日は3月12日(金)午前10時開会となる。開会前に議会運営委員会委員長からの報告を行い、開会後に行政報告1件、町政執行方針及び教育行政執行方針を行う。また、令和3年度各会計予算の設定、関連条例の一部改正を含むものとして、特別委員会への付託を行う。議案としては、第22号から27号の令和3年度各会計予算、そして関連条例については、議案第10号の清水町いきいきふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号の非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号の清水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号の清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてとなる。こちらについて

は、予算大綱等について説明を受けた後、特別委員会を設置して付託という流れになる。そして、議案第3号専決処分の承認（一般会計補正予算（第13号））、そして、先ほど早期の審議の要望があった令和2年度一般会計以下5会計の補正予算、議案第4号一般会計補正予算（第14号）、議案第5号後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）、議案第6号介護保険特別会計補正予算（第5号）、議案第7号水道事業会計補正予算（第5号）、議案第8号下水道事業会計補正予算（第4号）、以上が執行部側提案の議案になる。

議会関係の議案として、請願、悪質商法による消費者被害をなくすために預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める請願についてが案件である。その日は、本会議終了後に第1回目の予算審査特別委員会により正副委員長の互選、審議日程・方法等の決定、そして予算審査特別委員会の終了後に総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を予定している。

3月13日（土）、14日（日）については休会として、3月15日（月）に一般質問、それから3月16日（火）に一般質問、これについては、通告者数により変更があるけれども、2日間の日程を予定したいと考えている。

そして、3月17日（水）から19日（金）までの3日間で、予算審査特別委員会、そして、3月20日（土）、21日（日）を休会として、3月22日（月）は予算審査特別委員会の予備日として、最終日3月23日（火）については、予算審査特別委員会の審査報告の採決、そして条例の一部改正として、議案第9号の清水町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について、そして、議案第12号清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、そして議案第15号から第18号まで、清水町の指定地域密着型サービスの事業、その他に係る人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する4件の議案、そして、議案第19号清水町中小企業近代化資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号清水町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。そして、その他の議案として、議案第28号の町道の路線廃止について、議案第29号の町道の路線認定について、議案第30号の西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について、議案第31号西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について。人事案件として、議案第32号人権擁護委員候補者の推薦について、議案第33号清水町監査委員の選任について、議案第34号清水町公平委員会委員の選任について、そのほか議会関係の議案等として、請願を所管委員会に付託をして、採択の場合には意見書の提案がある。そして、職員給与等調査特別委員会の中間報告、所管事務等の調査の申出が議会関係の議案となる。そして、閉会后に、先ほども御説明したが、退職課長職の紹介ということで全部の日程となる。

以上、日程の説明をさせていただいた。

委員長：只今、局長のほうから3月12日に開会し、最終的には23日までの日程で審議を進めるという日程（案）を説明いただいた。3月12日から23日までの12日間を会期として3月定例会を取り進めるということで、委員の方々、特にこれについて御意見等はあるか。

（なしという声あり）

委員長：執行部側も、今の説明で特に意見はないか。

（ないという声あり）

委員長：そういうことで、事務局長が説明した日程（案）のとおりとし、最終的には、一般質問の通告を受け、追加議案等を確認して、次回の委員会で決定することとしたい。

#### ④陳情、請願、意見書等について

- ・悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める請願

委員長：次、議件の④陳情、請願、意見書等について、事務局のほうから説明をしていただきたいと思います。

事務局長：悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める請願について提出があった。この請願については、会議規則第91条で所管の委員会に付託するとされており、消費者問題の所管である町民生活課を担当する厚生文教常任委員会へ審査を付託することとしてよいかの確認である。以上である。

委員長：只今、局長から説明していただいた説明のとおり、厚生文教常任委員会へ審査を付託することとしてよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：そのように取扱いをさせていただきます。

### ⑤ 3月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について

委員長：次に、⑤3月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応についてということで、12月等々、定例会とか臨時議会でいろいろ取り進めているけど、改めてここで皆さん方にお諮りをして、3月定例会も同じような取り組みをしていきたいというふうに思っている。それらについて、局長から説明をお願いします。

事務局長：3月定例会の新型コロナウイルス感染症の対応についてである。別紙の資料を用意させていただいている。これまで定例会、臨時会ともに新型コロナウイルス感染症の対応について、適宜状況に合わせて内容を強化して取り組んできているところである。3月定例会における対応については、基本的に12月定例会の際の内容と同じ対応を想定している。手指消毒、それから不織布マスクによる飛沫感染防止、検温等、体調の確認に伴う異常がある場合の速やかな欠席等、あるいは家族に体調不良者がいる場合についても出欠についての慎重な判断という項目は一般的なものである。7番の質問台、演壇の使用については、12月定例議会と同様に一般質問（初回）または緊急質問とそれに対する答弁及び町長等の行政報告については、それぞれ自席で行うことを引き続き提案をしたいというふうに思う。なお、3月定例議会においては、先ほど確認した町政執行方針、それから教育行政執行方針について、町長、教育長から説明があるけども、その方針の演説については、運用例に沿って議場の演壇で実施をしていただくということで、12月に確認をしているので、その方法によりたいというふうに考えている。それから説明員について、審議案件に応じて該当職員の範囲内とするということで、これに基づき12月定例会、1月臨時会においては、代表監査委員、それから農業委員会会長、選挙管理委員会委員長については、会議への出席要請を見合わせたところであるけども、この3月定例議会においては、従来同様に出席の要請を行っていくようにしたいというふうに考えている。あと、飲食の際の対応、傍聴者への対応については、12月定例会と同様の方法を考えている。このような内容でよいかについて、御確認をいただきたいというふうに思う。なお、これに合わせて、今年の3月定例会の際に予算審査特別委員会の進行の時間の効率化を図る目的で、昨年特別委員会の中で資料の要求項目がある場合については、非公式という位置づけではあったけども、事前に項目を取りまとめして、執行部側から必要な資料を提出していただくという方法を取っていた。この取扱いについて、本年度においても同様とするかを確認していただき、昨年度に比べて会期の日程が詰まっているものであるから、その辺の確認が取れたら、あらかじめ、議員の皆様にご予定をお知らせして、予算審査特別委員会の正副委員長を決定した際に、各委員から必要な資料の要求の申出の取りまとめを締め切り、17日からの予算審査特別委員会に資料の提供を間に合わせる必要があるので、その辺の取扱いについてこの場で御確認をいただきたいというふうに思う。以上である。

委員長：局長から、今、いろいろ説明をいただいた。何か質疑あるか。

(なしという声あり)

委員長：ないようであるので、説明をしたとおり取り進めていきたいというふうに思う。

大変御多忙のところ、当委員会に御出席をいただいた副町長以下総務課の皆さん方、ここで御退席をしていただいて結構である。また、3月定例会に向けて、いろいろな部分で御協力方よろしくお願ひする。御苦労さまである。

暫時休憩する。

【休憩 10：35（執行部側退席）】

【再開 10：35】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。

## (2) 議会報告会と町民との意見交換会について

委員長：次に、議会報告会と町民との意見交換会についてお諮りをいたしたいと思う。局長のほうから説明をしていただきたいと思う。

事務局長：議会報告会と町民との意見交換会については、開催要領、前回お配りして今回お配りしていないが、年1回以上開催をして、時期は議会運営委員会で決定、清水、御影の2会場の開催を基本とするということになっている。前回の会議の中で開催は例年の5月は困難で、8月以降の開催を今後の状況で判断していくということの確認があった。実際に状況を見つつ、8月以降の開催に取り組むというときに、それまでの間に開催の日程以外のまだ決めていないことをあらかじめ御検討いただきながら、整理をしていく必要があるであろうということ、今回提供させていただいている。必要などころとしては、まず会場の在り方、コロナ対策の対応、あるいは地域差なく参加が可能な会場の設定の在り方、開催の方法、これまでは議会活動の報告と2つのテーマをもとに意見交換を行う進行としていたけれども、それをどういう形にするのか。また、参加者の一部の方に非常に発言が集中してしまうという状況もあるので、こういった参加者の発言にこれまで同様制限しない方法でいくのか、それとも一定のルールを設けるのか。他町の例であれば、お一方の質問の回数、あるいはトータルの時間というのをあらかじめ目安としてお示しをしているような事例もあるようである。

そして、もう一つは意見交換については、テーマを2項目、所管の委員会ごとに設定をしての意見交換というのをやっているけれども、先ほどの分にかかるが、それらをどういうふうにするかというところがある。またこのテーマ設定をした場合については、それぞれの委員会の所管事務調査と同様に、結果の報告まで所管の委員はその内容に関しての一般質問をできないという制限を行って対応してきているということも含めての確認になる。ちなみに、令和2年度については、「観光イベントについて」、「これからの教育に求めること」というテーマの確認は行ったけれども、新型コロナウイルス感染拡大により中止ということで、このテーマについては、実施をしないで終わっているという状況を加えて説明をさせていただく。以上である。

委員長：只今、議会報告会と町民との意見交換会について、局長より説明をしていただいた。これについて、特にお諮りする部分、意見等を、まずあればということでお聞きしたいと思う。特に何かあるか。今、まず1つ目は例年5月ということだったが、それは8月以降ということで今後判断していくということについては、御異議はないか。

(はいという声あり)

委員長：そして、日程以外であらかじめ検討していただきたい事項として、会場の在り方、これについては、前回それぞれ会場で、この意見交換会を開催するためにはこういう配置をしようということでお示しさせていただいていたと思う。その状況でコロナ対策としては可能だということ、捉えていただいていると思うのだが、会場はちょっと一回り大きなところになると思うが、会場については、そういうことでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：会場の町民の使用の関係もあるけども、そこら辺については、十分、事務局のほうで、担当課とも協議しながら、決まれば日程を確保していただくようにしていきたいと思う。

次に、開催方法として、テーマを例年設けている。特に平成29年度からテーマをこちらから示している、今年度というか新年度については、何かテーマ、特にというかテーマをぜひ出していただきたいと思うのであるが、テーマを持ったほうがよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：ではテーマをもって実施する。昨年は局長から説明があったが、中止になったけど、「観光イベントについて」、「これからの教育に求めること」ということで昨年予定していたが、中止になったのでそのままになっている。これはこれとして、新年度に向けての報告会のテーマについて、何かあれば承りたいと思う。何かあったらぜひお願いしたいと思う。

鈴木委員：昨年までは、各常任委員会で考えてもらっていたはずである。ただ今回コロナの集団接種の関係もあって、まだ今の段階では何も言えないかなと。きっとワクチンの接種の関係で、8月前には変わってくるような気がする。今の段階ではちょっとまだ決めかねるかなというふうには思うので、それでも各委員会に考えていただくように議会運営委員会から指示をいただければ、委員会に落としていくという形になるかと思う。

委員長：今までそれぞれ常任委員会に、テーマを求めていたという現状があるので、今年度もそういう方向

で、まだ8月以降で時間があるので、改めて2常任委員会に求めていくということによろしいか。  
(はいという声あり)

委員長：この場だけ、議会運営委員会の委員として何か特別あれば別であるけど、なければ常任委員会のほうに、また協議をしていただきながら検討していくというふうにしたいと思う。御異議はないか。  
(なしという声あり)

委員長：はい、そういうことで進めさせていただく。

それでは、議会報告会と町民との意見交換会としては、ほかに何かないか。

(ないという声あり)

委員長：以上をもって、議会報告会と町民との意見交換会について終わらせていただく。

### (3) 令和3年度町議会定例会日程(予定)について

委員長：次に、(3)令和3年度町議会定例会の日程についてということで、各委員のお手元に資料を配付している。特に何かあれば意見を承りたいと思うが、事務局のほうから特に何か説明はあるか。

事務局長：令和3年度の定例会の日程について、予定ということでお示しをしてある。定例会の日程については、これまで第2火曜日に開会というのをある程度念頭に調整をしてきているところがあるけども、都度、各種行事、暦の祝日も含めた状況を鑑み、その辺の前後の調整等を行っているところである。6月については、6月10日に北海道町村議会議長会の定期総会が予定をされている。もう1つとしては、例年と違うところについては、監査委員の任期が今年の6月14日までということで、早い時期からの定例会の開会が入ると、説明員のところの監査委員が途中で交代をするということもあり、過去4年ごとの日程を見てみると、概ね新しい任期がスタートした後で、初日を調整させていただいているところである。それから9月については、地域の秋祭り等の日程を考慮した調整となっている。3月については、中学校、小学校の卒業式等があって、現状でコロナの関係で関係者の出席を見合わせた来賓招集なしという形で運用されているけども、この部分については、若干のそういった影響も考慮をして日程の調整をしているところである。表の後ろに、暦の日付に沿っての割りつけのイラストをつけてあるので、併せて御確認いただきたいと思う。以上である。

委員長：只今、令和3年度の3定例会の日程予定を説明していただいた。今の説明については予定であるが、この予定に沿って議会運営ができればというふうに思って。日程的なものも含めて何か御意見はあるか。

(なしという声あり)

委員長：一応現、時点ではこのような予定で開催ということにさせていただきたいと思う。

### (4) その他

委員長：その他に入りたいと思う。委員のほうから何かないか。

(なしという声あり)

委員長：次に、事務局のほうで何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：それでは、本日付された議件等については、全て終了したということで、閉会したいと思うが御異議ないか。

(なしという声あり)

委員長：執行部側の参加をいただき、また、それぞれの委員の方々の御協力をいただき、スムーズな運営、質疑が終了した。感謝を申し上げながら閉会をさせていただきたいと思う。どうも御苦労さまである。

【閉会 10:48】